

伊藤眞『会社更生法・特別清算法』訂正情報

本書の内容につきまして、下記のとおり誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

- 75頁 注84 1行目「金商1806号」を1086号と改める。
- 188頁 注37, 383頁の注78 「最判平成24・5・28金法1947号」を民集66巻7号3123頁と改める。
- 200頁 注60, 247頁の注168, 248頁の注168, 257頁の注181 「労働者健康福祉機構」を労働者健康安全機構と改める。
- 287頁 注55 末尾「(注61参照)」を注64参照と改める。
- 467頁本文最終行 「最近」を近時と改める。
- 546頁 注113下から5行目 「継続企業価値を時価に代えて」を変えてと改める。
- 721頁 6行目および7行目 「株式交換完全親会社である」を株式交換完全親会社となると改める。
- 735頁 本文下から3行目 注7)の位置を同頁下から2行目の「訴訟手続」の後に改める。
- 925頁本文下から7行目 「現物趣旨財産」を「現物出資財産」と改める。

■以上, 2021年1月12日追加■

■695頁注212 第三段落目「前者(再生手続について～)……」を以下の下線の通りに改める。

前者 (条解会更法(下)717頁, 再生手続について条解民再法939頁 [三木浩一]) と
後者 (再生手続について新注釈民再法(下)122頁 [矢吹徹雄]) の考え方の両様が存在するが、・・・

■969頁2行目 「破産手続を直ちに解すること」を「破産手続を直ちに開始すること」と改める。

■以上, 2021年1月12日追加■